

○放送法関係審査基準（平成23年総務省訓令第30号）

(傍線部分は改正部分)

改 正 案	現 行
<p style="text-align: center;">第1章～第2章（略）</p> <p style="text-align: center;">第3章 衛星基幹放送の業務の認定等</p> <p>第5条（略） （認定の基準）</p> <p>第6条 認定は、次の各号に適合していると認めるときに行う。</p> <p>(1) 衛星基幹放送の業務に用いられる基幹放送局設備を確保することが可能であること。</p> <p style="padding-left: 2em;">基幹放送普及計画(昭和63年郵政省告示第660号)に基づき、基幹放送局の免許を受けた者において、現に認定基幹放送事業者の衛星基幹放送の業務の用に供していない周波数があり、申請に係る衛星基幹放送の業務を確実に実施できること。</p> <p style="padding-left: 2em;"><u>また、二以上の衛星基幹放送事業者により一の周波数を一定時間ずつ使用する場合は、別紙1の2の基準に合致すること。</u></p> <p>(2)～(7)（略）</p> <p>第7条～第10条（略）</p> <p>第3章の2～第6章（略）</p> <p><u>別紙1の2（第6条関係）</u></p> <p style="padding-left: 2em;"><u>二以上の衛星基幹放送事業者により一の周波数を一定時間ずつ使用する場合における第6条(1)による審査は、関係法令、基幹放送普及計画及び基幹放送用周波数使用計画によるほか、下記の基準によることとする。</u></p> <p style="text-align: center;">記</p>	<p style="text-align: center;">第1章～第2章（同左）</p> <p style="text-align: center;">第3章 衛星基幹放送の業務の認定等</p> <p>第5条（同左） （認定の基準）</p> <p>第6条 認定は、次の各号に適合していると認めるときに行う。</p> <p>(1) 衛星基幹放送の業務に用いられる基幹放送局設備を確保することが可能であること。</p> <p style="padding-left: 2em;">基幹放送普及計画(昭和63年郵政省告示第660号)に基づき、基幹放送局の免許を受けた者において、現に認定基幹放送事業者の衛星基幹放送の業務の用に供していない周波数があり、申請に係る衛星基幹放送の業務を確実に実施できること。</p> <p>(2)～(7)（同左）</p> <p>第7条～第10条（同左）</p> <p>第3章の2～第6章（同左）</p>

基幹放送普及計画第1の1(4)エに規定する試験放送（衛星基幹放送試験局を用いて行われるものに限る。以下この別紙1の2において「超高精細度テレビジョン試験放送」という。）の業務を行うものであるときは、次の条件を満たすものでなければならない。

- (1) 使用するトランスポンダ数を勘案した一日当たりの総放送時間（申請者が認定を受けようとするそれぞれの超高精細度テレビジョン試験放送の業務に係る一日当たりの放送時間に当該超高精細度テレビジョン試験放送の業務に係るトランスポンダ数を乗じて得た時間を、申請者が認定を受けようとする全ての超高精細度テレビジョン試験放送の業務について合計した時間をいう。）が12時間以内であること。
- (2) 申請者が指定を希望する放送時間帯と、申請者と同一の周波数を使用して超高精細度テレビジョン試験放送の業務を行う申請者以外の者が指定を希望している、又は指定を受けている放送時間帯とが重複しないこと。
- (3) 申請者と申請者と同一の周波数を使用して超高精細度テレビジョン試験放送の業務を行う申請者以外の者との間で超高精細度テレビジョン試験放送を実施するために必要な事項の調整をするための体制が構築されている、又は構築される見込みがあること。
- (4) 申請者は、超高精細度テレビジョン放送のうち有効走査線数が4,320本未満であるもの（以下「4K放送」という。）の業務及び超高精細度テレビジョン放送のうち有効走査線数が4,320本以上であるもの（以下「8K放送」という。）の業務のいずれも行うものであること。
- (5) 申請者は、超高精細度テレビジョン試験放送を受信する者が当該超高精細度テレビジョン試験放送を行っている基幹放送事業者の別及び

当該超高精細度テレビジョン試験放送が4K放送か8K放送かの別を明らかに識別することができるようにするための措置を講ずるものであること。

別紙2（第6条及び第10条の3関係）

第6条(6)又は第10条の3(7)による審査は、関係法令、基幹放送普及計画及び基幹放送用周波数使用計画によるほか、下記の基準によることとする。

記

1～10 （略）

11 その業務（衛星基幹放送試験局を用いて行う衛星基幹放送の業務を除く。）は、毎日放送を行うものであること。

12～19 （略）

別紙3（第7条関係）

衛星基幹放送の業務に関し、衛星基幹放送事業者に指定することのできる周波数が不足するときは、特別の事情がある場合を除き、次に掲げる基準により比較審査を行うものとする。

1～4 （略）

5 基幹放送普及計画第1の1(4)エに規定する試験放送（以下この別紙3において「超高精細度テレビジョン試験放送」という。）の業務の認定に際しては、以下によること。

(1) 上記1、2(1)及び(4)、3(5)、(9)、(12)及び(14)並びに4(5)に係る部分を除く。）の規定は適用しないものとする。この場合において、上記2中「上記1の審査において同順位となった二以上の申請

別紙2（第6条及び第10条の3関係）

第6条(6)又は第10条の3(7)による審査は、関係法令、基幹放送普及計画及び基幹放送用周波数使用計画によるほか、下記の基準によることとする。

記

1～10 （同左）

11 その業務は、毎日放送を行うものであること。

12～19 （同左）

別紙3（第7条関係）

衛星基幹放送の業務に関し、衛星基幹放送事業者に指定することのできる周波数が不足するときは、特別の事情がある場合を除き、次に掲げる基準により比較審査を行うものとする。

1～4 （略）

について更に審査を行う必要があるときは、次に掲げる基準」とあるのは、「次に掲げる(2)及び(3)の基準」とする。

- (2) 上記3の審査については、上記3（(5)、(9)、(12)及び(14)を除く。以下同じ。）に掲げる基準のほか、次に掲げるア及びイの基準について審査を行うこととする。また、上記3の「その他放送の普及及び健全な発達への寄与の程度」の審査については、次に掲げるアの基準への適合性がより高い申請等を優先するものとする（上記3に掲げる基準並びに次に掲げるア及びイの基準の各基準への適合の度合いが総合的に同程度となる場合に限る。）。

ア 試験放送の実施体制

次に掲げる事項その他超高精細度テレビジョン試験放送の実施体制を総合的に勘案し、超高精細度テレビジョン試験放送の実施に当たり、放送事業者、放送用の受信機等の製造業者その他の超高精細度テレビジョン試験放送に係る関係事業者（以下「関係事業者」という。）の協力を得つつ、超高精細度テレビジョン試験放送をより効果的に実施することができる体制を有するものであること。

(ア) 申請者が超高精細度テレビジョン試験放送を実施する場合の関係事業者による協力体制

(イ) 超高精細度テレビジョン試験放送により試験、研究又は調査を行う関係事業者への協力の内容

(ウ) 超高精細度テレビジョン放送に係る周知広報及び視聴機会（有線一般放送による再放送及びパブリックビューイングを含む。）

の拡大等普及促進の取組の内容

イ 放送番組の高画質性

超高精細度テレビジョン放送（当該超高精細度テレビジョン放送

の水平方向及び垂直方向の輝度信号の画素数と同等以上の水平方向及び垂直方向の輝度信号の画素数を有する超高精細度カメラ等により制作・編集された放送番組の放送に限る。以下この号において同じ。）として放送する必要性がより高く、かつ、放送事項に明確に記載された一週間当たりの放送時間全体における超高精細度テレビジョン放送に係る放送時間の占める割合がより高く、かつ、超高精細度テレビジョン放送をより確実にを行うことが可能な体制があること。